

第 3 1 次地方制度調査会について

1 概要

地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じ地方制度に関する重要事項を調査審議するため設置されたもの。

2 委員構成等

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

※内訳：学識経験者18名、国会議員6名、地方6団体6名

3 諮問文

「個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等について、調査審議を求める。」

4 これまでの取組

平成26年5月15日	第1回総会開催（会長選任、諮問文手交等）
5月28日	第1回専門小委員会開催（今後の審議事項等）
6月2日	第2回専門小委員会開催（地方6団体からの意見聴取等）